

笠岡市議会政務活動費返還請求の訴え提起に関する経過報告

笠岡市議会政務活動費、総額259万6418円の返還を求め、岡山地方裁判所へ訴状の提出を行いました。

この訴えに至った経緯としては、昨年、地方自治法に規定されている監査委員への要求監査をお願いし、その監査の結果、平成27年度から平成30年度までに4会派（親潮…代表山本俊明議員、笠栄会…代表妹尾博之議員、新政みらい…代表天野喜一郎議員、笠栄会…代表山本俊明議員）に交付された政務活動費につきまして不適正な支出に充当されていることが明らかになりました。

その内容は、事務所費、ガソリン代などにおいて、議員が自ら定めた笠岡市政務活動費運用指針に照らして、一部不適正な支出が政務活動費に充当されているとの判断結果でした。

その結果を参考として、該当会派に対して、政務活動費の返

還請求を行いました。返還期限までに返還がありませんでした。さらに、督促状を发出し、返還を求めましたが、期限を過ぎ、現在に至るまで返還はされていません。

返還が行われていない政務活動費に対して、不当利得返還請求権を行使し、この度、裁判所に政務活動費の返還の履行を請求する旨の訴えを提起したものです。

地方公共団体が訴えの提起を行うには、地方自治法の規定によって、議会の議決が必要となっています。市議会3月定例会に、その議決を求める議案を提出し、採決に際し表決に加わった議員12名全員の賛成を得て、議決をいただきました。

この度の訴状提出後、今後は裁判所において、訴状審査が行われ、口頭弁論が数回行われ、判決が出されることとなります。判決に至るまでに、約1

年を要することが想定されています。

訴状の提出は、不適正な支出によって充当された政務活動費の返還を求めるものです。裁判を通して、政務活動費の使われ方の正否が明らかになります。

令和元年度の政務活動費の支出につきましては、市民からの住民監査請求がされたとともに、要求監査も行われています。その結果は、事務所費などに不適正な支出が認められるのとこのでした。この結果を受けて、該当の会派に対して、返還の請求を行い、不適正であった政務活動費につきましては返還されています。

政務活動費は、市民の皆さんからいただいた税金を財源としています。

市民の皆さんには、政務活動費がどのような使われ方をしていくかについて関心を持っていただきたいと思います。

提訴から訴訟の終了までの流れ

訴状を裁判所に提出
(令和3年3月22日)

第1回
口頭弁論

口頭弁論
※数回実施

判決

第1回口頭弁論期日までに被告は答弁書を裁判所に提出

約2カ月後

提訴から判決まで約1年

会派に対する請求額

平成 27 年 4 月～
平成 28 年 4 月

会 派 名 「親潮」
代 表 者 山本俊明議員
返還請求額 209,945 円

会 派 名 「笠栄会」
代 表 者 妹尾博之議員
返還請求額 336,411 円

平成 28 年 5 月～
平成 29 年 3 月

会 派 名 「笠栄会」
代 表 者 山本俊明議員
返還請求額 590,886 円

平成 29 年 4 月～
平成 30 年 3 月

会 派 名 「笠栄会」
代 表 者 山本俊明議員
返還請求額 601,450 円

平成 30 年 4 月～
平成 31 年 3 月

会 派 名 「笠栄会」
代 表 者 山本俊明議員
返還請求額 617,726 円

会 派 名 「新政みらい」
代 表 者 天野喜一郎議員
返還請求額 240,000 円

笠岡市政務活動費の交付に関する条例の第 5 条では、政務活動費を充てることができるのは、会派が行う調査研究、研修、広報、公聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加など市政の課題や市民の意思を把握して、市政に反映させる活動や、その他住民福祉の増進を図るために必要な活動経費に限られています。

返還請求総額 2,596,418 円

各会派別の返還請求総額

会派名 「親潮」
代表者 山本俊明議員
返還請求額 209,945 円

会派名 「笠栄会」
代表者 妹尾博之議員
返還請求額 336,411 円

会派名 「笠栄会」
代表者 山本俊明議員
返還請求額 1,810,062 円

会派名 「新政みらい」
代表者 天野喜一郎議員
返還請求額 240,000 円

問合せ 総務課 ☎69-2121

吉相グループ いつでも、どこでも、あなたの村へ 移動葬儀車 絆

家族葬 思い出の場所で

サポートカー 移動葬儀車

お墓の吉相

本館葬祭ホール 絆 TEL.0865-65-3606

浅口葬祭ホール 絆 TEL.0865-67-6767

移動葬儀車 絆 TEL.0865-44-0404

移動葬儀車 絆 TEL.0865-67-6767